

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う各種お取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまおよび関係者の皆さまに、心からお見舞い申し上げますとともに、罹患された皆さまの一日も早いご回復を心よりお祈り申し上げます。

弊社では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、当面の間、下記の対応とさせていただきます。通常よりお手続きの完了までに時間を要する場合がございます。大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 保険金・給付金のお取り扱いについて

保険金・給付金等のお支払い業務は継続しておりますのでご安心ください。
ご請求に関するお問い合わせはコールセンターにお電話ください。

2 コールセンターの営業時間について

「平日・土日 9:00~17:00※」とさせていただきます。（祝日を除く）
※コールセンターが繋がりにくくなる場合があります。

3 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別取扱い

「保険金・給付金のご請求」「保険料のお払込み」「商品付帯サービス」について、次の取扱いを行っております。

【保険金・給付金のお取り扱いについて】

「新型コロナウイルス感染症」でご入院された場合

新型コロナウイルス感染症および感染の疑いにより、治療を目的に入院された場合、「疾病入院給付金」のお支払理由に該当します。医師の指示により医療機関に入院された場合、検査の結果で陽性と判定されたかどうかにかかわらず、他の疾病と同様に「疾病入院給付金」のお支払いの対象となります。

また、新型コロナウイルスに感染した方が、医療機関の事情等により入院できず、宿泊施設（ホテル等）での宿泊療養または自宅療養を行う場合も、入院給付金のお支払いの対象となります。

「新型コロナウイルス感染症」で手術を受けられた場合

新型コロナウイルス感染症および感染の疑いにより、治療を目的に手術を受けられた場合、検査の結果で陽性と判定されたかどうかにかかわらず、他の疾病と同様に「手術給付金」のお支払理由に該当します。

例えば、新型コロナウイルス感染症の治療で、人工呼吸器装着のため気管切開の手術を受けられた場合、「手術給付金」のお支払いの対象となります。

「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた場合

新型コロナウイルス感染症で被保険者が死亡された場合、検査の結果で陽性と判定されたかどうかにかかわらず、他の疾病と同様に「死亡保険金」「収入保障年金」のお支払いの対象となります。

「新型コロナウイルス感染症」の影響等により電話診療やオンライン診療を受けられた場合

新型コロナウイルス感染症および感染の疑い、またはその他の傷病により医療機関に入院された場合で、退院後に医療機関への通院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情等により電話診療やオンライン診療を受けられたときは、その診療日は「通院治療給付金」のお支払理由に該当します。

入院に関するお取扱いについて

本来入院による治療が必要な状態であったものの、「新型コロナウイルス感染症」の影響による医療機関の事情等により、入院ができないまたは予定よりも早く退院せざるを得なくなった場合、医師の証明書等をご提出いただくことで、本来予定していた入院期間について「入院給付金」をお支払いします。

「特別条件付契約」の新型コロナウイルス感染症のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症および感染の疑いを原因として給付金等のお支払理由に該当された場合、特別条件は適用せず、給付金等をお支払いします。詳細は別表をご覧ください。

【保険料お払込みについて】

緊急事態宣言が発令された地域^{*1}のご契約を対象に保険料払込猶予期間の延長の特別取扱いを実施いたします。

- ※1 2021年1月7日、1月13日、4月23日、5月7日、5月14日、5月21日および7月8日に発令された以下の地域
北海道・東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・岡山県・広島県・福岡県、沖縄県

■保険料払込猶予期間の延長

新規に特別取扱いのご利用を希望されるお客さまからのお申し出^{*2}により、保険料のお払込みを猶予する期間を最大6か月まで^{*3}延長いたします。

※2 お申し出受付期間は以下のとおりとなります。

※3 6か月には、通常の保険料払込猶予期間を含みます。

対象地域	お申し出受付期間
千葉県、埼玉県、神奈川県、栃木県、岐阜県	1月～7月31日
東京都	1月～2022年1月31日
京都府、大阪府、兵庫県	1月～10月31日
愛知県、福岡県	1月～11月30日
北海道・岡山県・広島県	5月16日～11月30日
沖縄県	5月23日～11月30日

すでに保険料のお払込みに関する特別取扱いをご利用中のご契約については、取扱いの変更はございません。

【商品付帯サービスについて】

メディケア生命の所定の商品^{※4}の契約者・被保険者およびそのご家族にご利用いただくことができる「24時間電話健康相談サービス」^{※5}において、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。ドクターやヘルスカウンセラー（保健師・看護師等）が、24時間年中無休で対応します。

※4 このサービスの利用対象商品は、医療終身保険(無解約返戻金型)(20)〔新メディフィット A〕、医療終身保険(無解約返戻金型)(20) 健康還付給付特則 適用〔新メディフィット リターン〕、医療終身保険(無解約返戻金型)〔メディフィット A、充実メディフィット〕、医療終身保険(無解約返戻金型) 健康還付給付特則 適用〔メディフィット リターン〕、薬剤治療保険(無解約返戻金型)〔メディフィット EX〕、薬剤治療保険(無解約返戻金型)(21)〔メディフィット EX〕、特定疾病一時給付保険(無解約返戻金型)〔メディフィット Plus〕、がん治療保険(無解約返戻金型)〔メディフィットがん保険〕、医療定期保険(無解約返戻金型)〔メディフィット医療定期〕、限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型)〔メディフィット Re〕、一時払がん医療終身保険〔メディフィット がんバリュー、充実スタイル〕、入院保険〔メディフィット S〕、長期入院保険〔メディフィット L〕です。

※5 業務委託先であるティーベック株式会社が提供するサービスであり、メディケア生命の提供する保険またはサービスではありません。

ご利用に当たっての連絡先については、保険証券に同封のチラシをご確認ください。また、お電話いただく際には、お手元に保険証券をご準備ください。

（ご参考）ティーベック株式会社の対応方針

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義にあてはまるものは、「各都道府県等が設置している電話相談窓口」を案内しています。また、新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。

【保険料のお払込みやご契約に関するお問合せ】

【保険金・給付金のご請求に関するお問合せ】

メディケア生命コールセンター

（フリーダイヤル）0120-315056

受付時間：※当面の間、9：00～17：00にて受付しております。（祝日を除く）

上記受付時間については、今後変更となる可能性もありますので、変更時には弊社ホームページにてご連絡いたします。

【別表】 特別条件付契約のお取扱いについて

特別条件付契約	特定部位不支払方法、保険金削減支払方法、特定高度障害状態不支払方法の条件（特別条件）を適用したご契約
取扱い	新型コロナウイルス感染症および感染の疑いを原因として、給付金等の支払理由に該当した場合、特定部位不支払方法、保険金削減支払方法、特定高度障害状態不支払方法を適用せず、給付金等をお支払いします。
適用期間	新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された 2020 年 2 月 1 日以降に発生したお支払理由に対して適用されます。 ^{※6}

※6 2021 年 2 月 13 日以降は、新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に分類変更となりますが、その後発生したお支払理由に対しても適用されます。